

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣旨

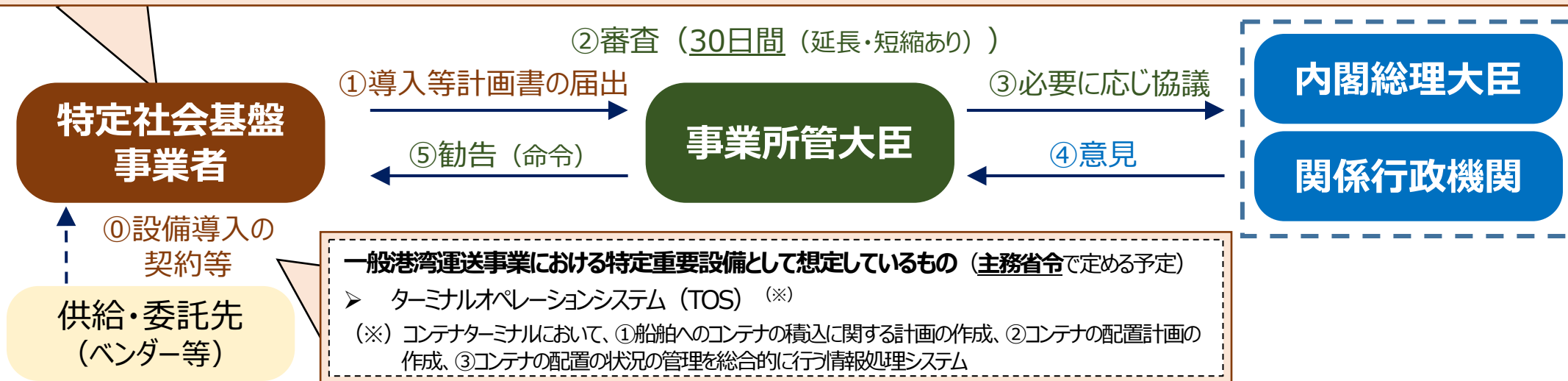
- 経済安全保障推進法の基幹インフラ制度は、**法律で電気、ガスなど重要な14の分野を定め**たうえで、政令によって規制対象事業を絞り込み（特定社会基盤事業）、そのうち特に重要な事業者※が、重要な設備※の導入等をしようとした際、事前に審査をする制度。 ※対象事業者・設備は省令で規定
- 港湾関係の事業は法律で定める事業に含んでいなかったが、令和5年7月の名古屋港のサイバー攻撃事案の発生を受け、港湾関係のシステムについて精査を実施したところ、荷役作業を行う港湾運送事業者が利用するコンテナの積卸し作業等を管理するシステム※に支障が生じた場合、影響が甚大となりうることが判明したため、特定社会基盤事業として定めることができる事業に、**一般港湾運送事業を追加する改正**を行い、当該設備（システム）の導入等に際して事前審査を行うことにより、港湾運送の役務の安定提供の確保を図ることとする。 ※ターミナルオペレーションシステム（TOS）という。

概要（赤字部分が改正事項）

規制対象となり得る事業

（規制対象事業は、法律で列挙した事業の中から政令で定めることとなる。この**法律で列挙する事業に一般港湾運送事業を追加する。**）

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道
6.貨物自動車運送	7.外航貨物	8.港湾運送（追加）	9.航空	10.空港
11.電気通信	12.放送	13.郵便	14.金融	15.クレジットカード



施行期日

公布の日（令和6年5月17日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日